

○みよし悠学カレッジ推進会議に関する要綱

平成28年 1 月 20 日

(目的)

第 1 条 みよし悠学カレッジの推進に当たり、外部から幅広い意見を聴くため、みよし市悠学カレッジ推進会議（以下「推進会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第 2 条 推進会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習講座等に関すること。
- (2) 大学等の学術機関との連携に関すること。
- (3) その他生涯学習事業に関し必要なこと。

(出席者)

第 3 条 教育長は、次に掲げる者のうちから、推進会議への出席を依頼する。

- (1) 区長会の代表者
- (2) 大学等の代表者
- (3) みよし市文化協会の代表者
- (4) いきいきクラブみよし連合会の代表者
- (5) 産業団体の代表者
- (6) 受講生の代表者

(会議の運営)

第 4 条 推進会議の参加者は、その互選により推進会議を進行する座長を定めることができる。

2 教育長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 教育長は、やむを得ない理由により推進会議を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を参加者に送付し、その意見又は助言を求めることができる。

(開催期間)

第 5 条 推進会議の開催期間は、1 年間を目途とする。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、悠学カレッジ担当課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、教育長が別に定め

る。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。